

## 【定期借家契約について】

当館が採用している定期借家契約は**再契約型**という契約なので、2年経過したあと必ず退去しなくてはならないものではありません。通常の入居者の方は、再契約をさせていただき**継続入居**していただけます。

但し

- 家賃滞納を繰り返す方。
- 夜中に騒ぎ、何度注意しても繰り返し、他の入居者の方に迷惑をかけ、拳句の果て開き直す方。
- 契約上禁止しているのにペットを飼育し、しかも飼育方法がまずく周囲の入居者の方に迷惑を掛ける方。
- 借金取りが夜中に取り立てに来て、大声でわめきちらすので周囲の入居者が不安がっている方。

等の問題のある方（いわゆる不良入居者）には、再契約をお断りする場合があります。これは、**ルールを順守する極めて常識的な入居者の皆様**に、快適な住環境を提供する為に必要な契約形態だと考えているため、採用しているものなのです。

以上の点を、何卒ご理解頂けますようお願い申し上げます。

ザ・ヴィラ・オン千駄木スクエア  
オーナー すが 菅 完治

ご不明な点はいますぐお気軽に 090-8042-8160  
までどうぞ